

# カスタマイズソフトウェア販売契約書



## 第1条 (契約の当事者)

本契約の当事者は、カスタマイズソフトウェア販売者：SAMPLE 殿 (甲)、ベースソフトウェア開発者：システムワタナベ (乙) である。

## 第2条 (契約の目的)

本契約は、乙が開発したソフトウェア：□□□□□□□□ (以下、「ベースソフトウェア」という)に、甲もしくは乙がカスタマイズを行い完成したソフトウェア(以下、「カスタマイズソフトウェア」という)を甲が販売することを以下の条件に従い契約するものである。

## 第3条 (販売条件)

カスタマイズソフトウェアを販売するにあたり、所定の販売ライセンス料金を甲から乙へ支払うものとする。

## 第4条 (著者権および販売権の所在)

ベースソフトウェアの著作権は甲に譲渡されるものではない。

カスタマイズソフトウェアのベースソフトウェア部分は乙が著作権を保有し、カスタマイズ部分の著作権を甲が保有するものとする。

カスタマイズソフトウェアの販売権は甲が保有する。

## 第5条 (管理義務)

甲はベースソフトウェアおよびカスタマイズソフトウェアが販売先から不正流出および転売されるなどの事態が起こらぬよう管理する義務を負うものとする。

また、不正流出調査等により乙が販売先の提示を申し出た場合は、甲は販売先すべての名称および住所を乙に提示する義務を負うものとする。

## 第6条 (販売ライセンス料金)

販売ライセンス料金は、下記表の通り定めるものとする。

ランク	販売予定件数	販売ライセンス料金
A	1 件のみ	ソース公開版料金 × 2
B	2 件以上 10 件未満	ソース公開版料金 × 3
C	10 件以上 50 件未満	ソース公開版料金 × 10
D	50 件以上	ソース公開版料金 × 50

本契約時の販売予定件数：     本、本契約時のランク：    、(ソース公開版料金：¥          )  
販売ライセンス料金：¥          とする。

## 第7条 (支払)

上記販売ライセンス料金を本契約時に甲が乙指定の金融機関口座に振り込むこととする。

実際の販売件数が販売予定件数の上限を超えた場合は、甲は乙にその旨を申し出るとともに差額を支払うこととする。

実際の販売件数が販売予定件数の下限に満たない場合でも、差額の返金は行わないものとする。

## 第8条 (販売価格の設定)

カスタマイズソフトウェアの販売価格は甲が自由に設定できるものとする。

## 第9条 (契約の期間)

契約締結日より契約を開始するものとし、本契約が終了するまで有効であるものとする。

## 第10条 (契約の終了)

甲・乙どちらかに契約の終了の意向があれば、随時申し出ることにより契約を終了させることができるものとする。

契約の終了と同時に、甲のカスタマイズソフトウェア販売権は消滅する。

第11条（協議）

本契約書に定めのない事項、または、本契約の条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲・乙誠意をもって協議し、円満解決をはかるものとする。

第12条（合意管轄）

本契約に関する紛争の管轄裁判所は、乙の所在地を管轄する裁判所とする。

上記の通り契約を締結し、その証として本書1通を作成し、甲・乙は各々記名押印のうえ甲は本書を、乙は写しを保有する。

以上

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
会社名 **SAMPLE**  
代表者名 〇〇〇〇〇〇 \_\_\_\_\_ 印

(乙) 住 所 □□□□□□□□□□  
屋 号 システムワタナベ  
代表者名 □□□□□□ \_\_\_\_\_ 印